

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

南 富 良 野 町

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	1
1 南富良野町農業の概況	1
2 南富良野町農業の現状と課題	1
(1) 南富良野町農業の特徴	1
(2) 南富良野町農業の構造	1
ア 農家戸数及び農業就業人口等	1
イ 耕地面積及び権利移動面積等	1
(3) 本町農業を取り巻く情勢	2
3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間	2
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間	2
(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	3
(5) 農用地の利用集積と集約化	4
(6) 多様な農業経営の育成・確保	4
(7) 営農支援体制の整備	4
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
(1) 新規就農の現状	4
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	4
【地域別の取組み】	
ア 北落合地区	5
イ 幾寅地区（落合地区も含む）	5
ウ 金山地区	6
エ 下金山地区	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7～14
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	15～16
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	17
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	17
2 本町が主体的に行う取組	17
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	18
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	18
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	19
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及	19

び取組み	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	20
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	21
(2) 区域の基準	21
(3) 農用地利用改善事業の内容	21
(4) 農用地利用規程の内容	21
(5) 農用地利用規程の認定	21
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	22
(7) 農用地利用規程の特例	22
(8) 農用地利用規程の変更等	23
(9) 農用地利用改善団体の勸奨等	23
(10) 農用地利用改善事業の指導、援助	24
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けた行う農作業の実施の促進に関する事項	24
(1) 農作業の受委託の促進	24
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	24
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
(1) 認定農業者等効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の推進	25
(2) 農業経営の法人化の推進	26
5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	26

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 南富良野町農業の概況

本町の農業は、明治24年（1891）に金山地区に入植後、本格的な開拓が始まり、石狩川最大支流空知川に沿い標高250mの下金山地区から650mの北落合地区までの集落からなり寒暖の差が激しく厳しい気象条件のもと、近代的な農業技術の導入や土地改良等が進められ、現在に至っている。

また、本町の総面積の約90%が山林で占められており、耕地面積は2,586haと総面積に占める割合が4.4%に過ぎないが、地域ごとに自然・土地条件を活かした特色のある農業経営が行われている。

農耕地は下金山・金山・幾寅・落合・北落合の5つの集落にまたがって、水稻・畑作・野菜・畜産を基幹とする農業生産を展開している。

近年は経営の発展を図るため施設野菜の導入や、高収益作物へ転換など、農産物の付加価値を高めてきており、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 南富良野町農業の現状と課題

(1) 南富良野町農業の特徴

本町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、39.8ha（2020年農林業センサス）と北海道における30.2haに比べ131.78%となっている。

また、販売農家のうち主業的農家の占める割合が83.9%となっており、農業所得が主で65歳未満で年間60日以上農業に従事する人がいる主業農家は、販売農家全体の62.8%を占めている。

専門的な農業経営を中心とした、大規模経営による低コストで生産性の高い農業に移行しつつある。

(2) 南富良野町農業の構造

ア 農家戸数及び農業就業人口等

本町の農家戸数は年々減少しており、（2020年農林業センサス）令和2年には65戸と5年前に比べて13戸（16.6%）減少しているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合においても、65歳以上の割合が37.2%と高齢化が進行している状況にあることから、農業従事者の高齢化や担い手不足により、今後も農家戸数の減少が予想され、新規参入者についても平成18年度と平成27年度に1名ずつ就農したのみであり、現在の農家戸数を維持することは困難となっている。

イ 耕地面積及び権利移動面積等

一方、本町の耕地面積は、農地及び採草放牧面積の耕作を目的とした、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動は、平成23年度では14件、165.5haとなっている。このうち、売買が106.9ha、64.6% 賃貸借は29.7ha、17.9% 農地法第3条の使用貸借は28.9ha、17.5%であるが、平成23年度については担い手に集積が進んだ結果であり、今後については土地購入に関する資金の確保等の課題から、賃貸借が増加すると思われる。

本町においても農業従事者の高齢化の進行や後継者の不足等に伴い、傾斜地など生産性の低い農地や作業効率が悪い農地等を中心に遊休農地が発生する懸念があり、農地利用集積の支障となる。また、離農等による農地については担い手への集積が進んでいるが、個人で経営出来る農地面積もほぼ限界に達してきており、集落営農及び農業生産法人を設立しなければ優良農地の遊休化を防ぐことは難しい現状にある。

(3) 本町農業を取り巻く情勢

少子高齢化・人口減少の本格化により農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行し、農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面している中、農畜産物の貿易をめぐっては、平成30年12月にTPP11協定が、平成31年2月には日EU・EPAが、令和2年1月には日米貿易協定が発効された。平成30年には農地中間管理事業の推進に関する法律の見直しが行われ、地域の話し合いの活性化や農地中間管理事業の続きの簡素化等、担い手への農用地の利用集積・集約化を進める体制構築のための改正が行われ、令和元年度から施行されている。

令和2年3月に決定された国の新たな食料・農業・農村基本計画では、産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとされており、施策推進の基本的な視点として農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化などが掲げられている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）が平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年までの国際目標である持続可能な農業生産の推進や女性農業者の活躍がこれまで以上に重要となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力あるものとするための、南富良野町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間労働所得	1経営体当たり概ね480万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度

なお、年間農業所得については、税務申告上における農業所得の考え方と異なり、純粋な農業所得とするためには専従者給与支払い前の額とすることが現実的であることから、農業収入からかかる経費を差し引いた金額とする。更に、経営所得安定対策交付金については、農業経営における所得の一部として位置付けされていることから、農業所得に含むものとして考慮する。

(3) 新たに農業を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後におかえり所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割を達成する目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画に向けて町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、税務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、南富良野町の令和12年度における農業法人数の目標数を10経営体（令和5年8月現在：7経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域において、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手への地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の騒動を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構という。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

南富良野町の令和3年の新規就農者は0人となっているが、従来からの基幹作物である人参・馬鈴しょ・麦類・もち米等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、南富良野町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、南富良野町においては年間1人～2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で3法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合いあっては主たる従事者）経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、南富良野町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）及び他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得概ね480万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得概ね480万円を目標とする。

【地区別の取組み】

ア 北落合地区

標高が500m～650mと高地であり、本町の中でも個人平均経営面積が65.5haと最も大きい地区である。

作物体系については、人参が大きなウエイト（約25%）を占めているが、近年では、春・秋小麦やてん菜・加工用馬鈴しょなど多品種が作付けされていることから、輪作体系が図られている

人参については、全国的な作付面積の増加や外国産の輸入品により、販売価格の低迷が多い状況にある。また、経営面積が大きいにも関わらず、農業従事者が少ない状況にあることから、作業が容易な人参からの脱却が出来ず農業収入の低下を招く一因となっている。

そばについては、地域のライスセンターでの乾燥・調製時期が他作物（大麦・小麦）と重複するため、地元で行うことは出来なく、他農業協同組合に持ち込んで乾燥・調製を行っている現状のため、コスト・移動時間のロスとなっているが、収穫時期に台風や雨の影響を受けやすいことや、販売面の問題などから安易に作付面積を増やすことは難しくなっている。

馬鈴しょについては、平成16年秋にジャガイモシストセンチュウ発生の確認がされたことにより、まん延防止対策をはじめ、4年輪作体系が図られている。

これらの諸問題を解決するために、高収益作物を積極的に導入することにより、適正な輪作体系の確立及び連作障害回避のため緑肥等の地力増進作物の作付や、畜産農家との耕畜連携を図り、優良な堆肥を導入する。

人参については、高冷地作物の位置付けとして品質向上・安定供給を図ることにより、高価格での販売を行い農業収入の安定化を図る。但し、作付面積の多くが連作している実態であり、他作物や緑肥の導入により地力を向上していく必要がある。

そば及び小麦類については、国が奨励している作物でもあり収量の増加を図り安定した農業収入を目指す。

加工用馬鈴しょについては、平成21年度にポテトチップス加工施設を建設したことにより、輪作体系の範囲内において、作付面積を拡大し、品質、収量の向上を図り、農業収入の安定化を目指す。

イ 幾寅地区（落合地区も含む）

標高が350m程であり、二条大麦（ビール大麦）・人参・種子馬鈴しょの占める割合が約51%と高い地区である。

特に主要作物である種子馬鈴しょについては、平成17年に幾寅地区でもジャガイモシストセンチュウの発生が確認され、幾寅地区を分割することにより生産販売が可能となったが、発生地区以外でジャガイモシストセンチュウ発生の確認がされた段階で、幾寅地区での作付けが不可能となるため、より一層まん延防止対策を強化することが重要となる。

二条大麦については、サッポロビールとの契約栽培であるため、近年の消費量の減退から契約数量が減少傾向にあり、面積を拡大することは難しい状況にある。

人参については、全国的な作付面積の増加や外国産の輸入品により、販売価格の低迷が多い状況にある。

これらの諸問題を解決するために、畑作物の融雪剤散布による早期播種・移植の実践、連作障害回避のため緑肥等の地力増進作物の導入による土づくりを行う必要がある。特に種子馬鈴しょについては、4年輪作の徹底が条件であり、農業収入に占める割合が高いため、ジャガイモシストセンチュウまん延防止対策を継続する。また、輪作体系の1作として春小麦や大豆を位置付け、作付け拡大に取

り組む。

二条大麦については、現状面積より作付け拡大することは難しいため、指標面積を超過する作付けについては、他作物により適正な輪作体系を図る必要がある。

ウ 金山地区

標高が300mであり、水田地帯と畑作地帯で構成されている。

しかしながら、農業者の高齢化及び後継者不足により離農が多くなっており、担い手に係る負担が年々大きくなっている。

不二地区については、種子馬鈴しょ・秋まき小麦等が作付けされ、傾斜地では酪農経営が営まれている。

水田地帯である十六区地区については、大部分が飼料作物への転作が進み、収入の大部分が経営所得安定対策交付金に依存しており、農業収入に結びついていないのが実情である。

畑作地帯である十八区地区については、種子馬鈴しょ・春・秋まき小麦・人参・てん菜・大豆等の作付けが行われているが、地域農業者の高齢化及び後継者不足により、農地流動化が厳しい状況となっている。

今後、経営所得安定対策交付金が廃止された場合や畑作地帯については、担い手不足により、遊休農地の発生が懸念されるため、国営農地再編整備事業を行うことで下金山地区とも連携し集落営農や農業生産法人の設立を積極的に取り組むことにより、地域農業を守っていく必要がある。

エ 下金山地区

標高が250mであり、水田地帯と畑作地帯で構成されている。また、町内で唯一の水稲作付け地域であり、施設野菜に取り組むなど多様な取組みを行っている。

水稲については、もち米団地として取組みを行っているが、近年の米の消費の落ち込みにより米の生産目安が減少傾向であり、それに伴い主食用米の作付面積の減少となっているが、近年は割当面積を下回る作付けとなっている。収量は普及センターの指導等により向上している。6次産業としては、はくちょうもちを使用した「どぶろく＝白金山」が製品化され販売されている。

転作地においては、一部農業者において収入の多くが経営所得安定対策交付金となっており、農業収入に結びついていないのが現状である。

秋まき小麦については、転作地及び畑作地の両方で作付けされているが、特に転作の小麦については、経営所得安定対策交付金依存型による連作障害により品質・収量が低い。

また、下金山地区は施設野菜に力を入れており、町の新規作物導入事業の活用によるメロンを主とするハウス栽培面積が増えており、近年は中玉トマトの作付けも積極的に取り組んでいる。

これらの諸問題を解決するために、水稲については土地条件による個人毎の反収にバラツキがあることから、条件の良いほ場に団地化することにより、品質・反収の向上を図る。

また、転作地についても国営農地再編整備事業での大区画化や土壌の改良を行うことにより、収益性の高い作物への移行、経営所得安定対策交付金に依存しない農業経営を目指す。

施設野菜については、高収益作物としてミニトマト・メロン・スイカ・長ねぎ等安定した農業経営を目指す。また、農繁期については臨時雇用等の確保をすることにより、作業分担を図る。なお、他作物からの転換作物としても積極的にハウス栽培を導入する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、町内の先進的な経営事例を元に、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりとなる。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
1. 水稲+畑作+ 野菜	〈作付面積等〉 水稲(もち米) 6.0ha 食用馬鈴薯 3.0ha 秋まき小麦 5.5ha スイートコーン(生食用) 1.0ha 大豆 1.5ha 緑肥 1.0ha 計 18.0ha	〈機械施設装備〉 ・4tトラック 1/2台 ・トラクター(82PS) 1/3台 ・トラクター(60PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・バックリフト 1台 ・ブロードキャスター(800ℓ) 1/2台 ・リバースブルプラウ(14×3) 1/3台 ・サブソイラー(3本爪) 1/3台 ・ロータリー(2.4m) 1台 ・ブームスプレヤー(1,100ℓ) 1台 ・ライムリャー(295ℓ) 1/3台 ・融雪散布機(200ℓ) 1/5台 ・マニユアスプレッター(3.8t) 1/5台 ・土ふるい機 1/4台 ・水稲は種機 1/4台 ・苗箱供給機(20枚重ね) 1/4台 ・培土回収装置ミニコン 1/4台 ・苗箱積出機(10枚重ね) 1/4台 ・ライナーハー(代掻き均平) 1台 ・田植機 乗用4条 1/2台 ・溝掘機 1/4台 ・ポテトランター(2畦) 1/3台 ・培土機(3畦) 1/3台 ・ロータリーカルチ(3畦) 1/3台 ・ポテトイガー(1.4m) 1/3台 ・ポテトハーベスター(1畦) 1/3台 ・総合は種機(4畦) 1/2台 ・マルチャー 1/3台 ・農機具庫(80坪) 1棟 ・育苗ハウス(200坪) 1棟 〈その他〉 ・水稲・小麦は共同収穫、乾燥・ 調製はライスセンター	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・作物別原価の把 握、コスト分析	・農作業の共同 化、外部委託によ る作業時間の短 縮 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 463万円

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
2. 水稻+畑作+ 野菜	〈作付面積等〉 水稻(もち米) 4.0ha 秋まき小麦 2.5ha 玉ねぎ 2.5ha メロン 0.3ha ミニトマト 0.1ha アスパラガス 0.2ha 緑肥 0.4ha 計 10.0ha	〈機械施設装備〉 ・4tトラック 1台 ・トラクター(82PS) 1台 ・トラクター(20PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・バックリフト 1台 ・ブロードキャスター(800%) 1/2台 ・リバーシブルプラウ(14×3) 1/3台 ・サブソイラー(3本爪) 1/3台 ・ロータリー(2.4m) 1台 ・ブームスプレヤー(1,100%) 1台 ・ライムリアー(295%) 1/3台 ・融雪散布機(200%) 1/5台 ・マニュアルレクター(3.8t) 1/5台 ・土ふるい機 1/4台 ・水稻は種機 1/4台 ・苗箱供給機(20枚重ね) 1/4台 ・培土回収装置ミニコン 1/4台 ・苗箱積出機(10枚重ね) 1/4台 ・ライナーハロー(代掻き均平) 1台 ・田植機 乗用4条 1/2台 ・溝掘機 1/4台 ・総合は種機(4畦) 1/2台 ・ポット用は種機 1台 ・玉ねぎ移植機 1台 ・かき 1台 ・根切り機(4畦) 1台 ・コンテナ搭載型ハーベスター 1台 ・農機具庫(80坪) 1棟 ・育苗ハウス(200坪) 1棟 ・ハウス(1,800坪) 1棟 〈その他〉 ・水稻・小麦は共同収穫、乾燥・ 調製はライスセンター	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析	・農作業の共同 化、外部委託による 作業時間の短縮 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 533万円

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
3. 畑作+野菜	〈作付面積等〉 種子馬鈴薯 5.0ha 二条大麦 5.0ha 人参 5.0ha 秋小麦 3.0ha 緑肥 2.0ha 計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・4tトラック 1/2台 ・トラクター(82PS) 1/3台 ・トラクター(20PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・バックリフト 1台 ・ブロードキャスター(800ℓ) 1/2台 ・リハーフブルブロー(16×3) 1/3台 ・サブソイラー(3本爪) 1/3台 ・ロータリー(2.2m) 1台 ・ブームスプレイヤー(1,100ℓ) 1台 ・ライムゾナー(295ℓ) 1/3台 ・融雪剤散布機(200ℓ) 1/5台 ・マニユアスプレッター(3.8t) 1/5台 ・ポテトプランター(2畦) 1/3台 ・培土機(3畦) 1/3台 ・ポテトハーベスター(1畦) 1/3台 ・総合は種機(4畦) 1/2台 ・野菜は種機 1台 ・マルチャー 1/3台 ・農機具庫(80坪) 1棟 ・農舎(D型)(80坪) 1棟 〈その他〉 ・種子馬鈴薯・人参は共同選果 ・大麦は共同収穫、乾燥・調製は ライスセンター	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析	・農作業の共同 化、外部委託による 作業時間の短縮 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 656万円

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
4. 畑作+野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>そば 20.0ha</p> <p>食用馬鈴薯 5.0ha</p> <p>人参 20.0ha</p> <p>秋まき小麦 5.0ha</p> <p>てん菜 5.0ha</p> <p>緑肥 5.0ha</p> <hr/> <p>計 60.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・4tトラック 1台</p> <p>・トラクター(100PS) 1台</p> <p>・トラクター(82PS) 1台</p> <p>・フロントローダー 1台</p> <p>・バックリフト 1台</p> <p>・ブロードキャスター(800ℓ) 1台</p> <p>・リバースブルワウ(16×3) 1台</p> <p>・サブソイラー(3本爪) 1台</p> <p>・ロータリー(2.8m) 1台</p> <p>・ブームスプレイヤー(1,100ℓ) 1台</p> <p>・ライムゾナー(295ℓ) 1台</p> <p>・融雪剤散布機(200ℓ) 1台</p> <p>・マニユアスプレッター(3.8t) 1台</p> <p>・総合は種機(4畦) 1台</p> <p>・ポテトプランター(2畦) 1台</p> <p>・培土機(3畦) 1台</p> <p>・ポテトハーベスター(1畦) 1台</p> <p>・野菜は種機 1台</p> <p>・ビート移植機 1台</p> <p>・深耕かき 1台</p> <p>・ビートハーベスター 1台</p> <p>・農機具庫(150坪) 1棟</p> <p>・農舎(D型)(80坪) 1棟</p> <p>・育苗ハウス(50坪) 1棟</p> <p>〈その他〉</p> <p>・そばは共同収穫、乾燥・調製は西十勝農業センター</p> <p>・人参は共同選果</p>	<p>・複式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理</p> <p>・作物別原価の把握、コスト分析</p>	<p>・農作業の共同化、外部委託による作業時間の短縮</p> <p>〈労働力〉</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 2人</p> <p>〈農業所得〉</p> <p>・1経営体当たり 1,503万円</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
5. 畑作+野菜	<作付面積等> 秋まき小麦 4.0ha 種子馬鈴薯 3.5ha 大豆 2.0ha てん菜 4.0ha 緑肥 1.5ha 計 15.0ha	<機械施設装備> ・4tトラック 1/2台 ・トラクター(82PS) 1/3台 ・トラクター(60PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・バックリフト 1台 ・ブロードキャスト(800%) 1/2台 ・リバーシブルプラウ(16×3) 1/3台 ・サブソイラー(3本爪) 1/3台 ・ロータリー(2.2m) 1台 ・ブームスプレヤー(850%) 1台 ・ライムソーパー(295%) 1/3台 ・融雪剤散布機(200%) 1/5台 ・マニュアルスプレッシャー(3.8t) 1/5台 ・総合は種機(4畦) 1/2台 ・ポットプランター 1/3台 ・培土機 1/3台 ・ポットハーベスター 1/3台 ・ピンスレッシャー 1/3台 ・ピート移植機 1/3台 ・深耕かき 1/3台 ・ピートハーベスター 1/3台 ・農機具庫(150坪) 1棟 ・農舎(D型)(40坪) 1棟 ・育苗ハウス(50坪) 1棟 <その他> ・小麦は共同収穫、乾燥・調製は ライスセンター ・種子馬鈴薯は共同選果	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・作物別原価の把 握、コスト分析	・農作業の共同 化、外部委託によ る作業時間の短 縮 <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・1経営体当たり 471万円

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
6. 酪農	<p>〈作付面積等〉</p> <p>牧草（採草） 46.1ha デントコーン 17.4ha 計 63.5ha</p> <p>〈飼養頭数〉</p> <p>経産牛 60頭 育成牛 29頭 常時飼養頭数 89頭</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・4tトラック 1台 ・トラクター(82PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・マニュアルトラクター(3.8t) 1台 ・ブロードキャスター(800%) 1台 ・リバーシブルトラクター(16×3) 1/2台 ・タイヤショベル 1台 ・コンハーベスター(2条) 1/2台 ・モアコンディショナー(2.8m) 1台 ・ロータリーハロー(2.2m) 1台 ・テターレキ(5.4) 1台 ・ロールバレー(120×122) 1台 ・バルクローラー(4,000%) 1式 ・温水器(300%) 1台 ・パイプラインミルク 〈その他〉 ・既存スタンション牛舎等の活用 ・集約的放牧技術を採用するとともに、酪農ヘルパーを活用したゆとり経営 ・自給飼料生産は利用組合 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・哺育牛や育成牛の預託</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益（粗利益－直接費）把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による日常的資金管理</p>	<p>・家族労働の作業分担制 ・自給飼料生産機械の共同利用・共同作業、酪農ヘルパー活用による省力化 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・酪農ヘルパー 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 621万円</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
7. 畑作+肉用牛	<p>〈作付面積等〉</p> <p>そば 8.0ha 食用馬鈴薯 3.0ha 人参 8.0ha 大豆 3.0ha てん菜 3.0ha 緑肥 2.0ha 牧草 3.0ha</p> <hr/> <p>計 30.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉</p> <p>繁殖牛 8頭 後継牛 1頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 9頭</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・4tトラック 1台 ・トラクター(100PS) 1台 ・トラクター(82PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・バックリフト 1台 ・ブロードキャスター(800ℓ) 1台 ・リバーシブルプラウ(16×3) 1台 ・サブタイラ(3本爪) 1台 ・ロータリー(2.8m) 1台 ・ブームスプレヤー(1,100ℓ) 1台 ・ライムリアー(295ℓ) 1台 ・融雪剤散布機(200ℓ) 1台 ・マニュアルレッカー(3.8t) 1台 ・総合は種機(4畦) 1台 ・ポテプランター(2畦) 1台 ・培土機(3畦) 1台 ・ポテトハーベスター(1畦) 1台 ・ビート移植機 1台 ・深耕かき 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・野菜は種機 1台 ・農機具庫(150坪) 1棟 ・農舎(D型)(80坪) 1棟 ・育苗ハウス(50坪) 1棟</p> <p>〈その他〉</p> <p>・既存スタンション牛舎等の活用 ・集約的放牧技術を採用したゆとり経営 ・自給飼料生産は利用組合 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・夏期間の公共牧場への預託</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗利益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・資金繰り表等による日常的資金管理</p>	<p>・家族労働の作業分担制 ・自給飼料生産機械の共同利用・共同作業による省力化 ・作業記録の整備</p> <p>〈労働力〉</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p> <p>〈農業所得〉</p> <p>・1経営体当たり 579万円</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
8. 畑作+野菜 (3戸)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>そば 50.0ha</p> <p>加工用馬鈴薯 10.0ha</p> <p>人参 50.0ha</p> <p>大豆 10.0ha</p> <p>てん菜 10.0ha</p> <p>加工用スイートコーン 10.0ha</p> <p>緑肥 10.0ha</p> <p>計 150.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・4tトラック 2台</p> <p>・トラクター(100PS) 2台</p> <p>・トラクター(82PS) 1台</p> <p>・トラクター(60PS) 1台</p> <p>・フロントローダー 2台</p> <p>・バックリフト 2台</p> <p>・ブロードキャスター(1,100ℓ) 1台</p> <p>・リハールプラウ(16×3) 2台</p> <p>・サブライナー(3本爪) 2台</p> <p>・ロータリー(2.8m) 1台</p> <p>・ロータリー(2.4m) 1台</p> <p>・ロータリー(2.2m) 1台</p> <p>・ブームスプレイヤー(1,300ℓ) 2台</p> <p>・タイムマー(295ℓ) 1台</p> <p>・融雪剤散布機(200ℓ) 1台</p> <p>・マニユアスプレッター(3.8t) 1台</p> <p>・総合は種機(4畦) 1台</p> <p>・ポテプランター(2畦) 1台</p> <p>・培土機(3畦) 1台</p> <p>・ポテハーベスター(1畦) 1台</p> <p>・野菜は種機 1台</p> <p>・ビート移植機 1台</p> <p>・深耕かき 1台</p> <p>・ビートハーベスター 1台</p> <p>・農機具庫(150坪) 2棟</p> <p>・農舎(D型)(80坪) 2棟</p> <p>・育苗ハウス(100坪) 1棟</p> <p>〈その他〉</p> <p>・そばは共同収穫、乾燥・調製は西十勝農業センター</p> <p>・人参は共同選果</p>	<p>・複式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理</p> <p>・作物別原価の把握、コスト分析</p>	<p>・給料制の導入</p> <p>・従事者の社会保険の加入</p> <p>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</p> <p>・定期的な休日制の導入</p> <p>・研修生の受入れ</p> <p>〈労働力〉</p> <p>・主たる従事者 3人</p> <p>・補助従事者 6人</p> <p>〈農業所得〉</p> <p>・1経営体当たり 5,171万円</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、南富良野町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
9. 水稲+畑作+野菜	<作付面積等> 水稲(もち米) 6.0ha 食用馬鈴薯 2.0ha 秋まき小麦 2.0ha スイートコーン(生食用) 1.0ha かぼちゃ 1.0ha 計 12.0ha	<機械施設装備> ・トラクター(60PS) 1台 ・自脱型コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・育苗ハウス(200坪) 1棟 ・農機具庫(80坪) 1棟 ・サブライナー(3本爪) 1台 ・ロータリー(2.4m) 1台 ・ブームスプレヤー(1,100ℓ) 1台 ・溝掘機 1/4台 ・ポテトプランター(2畦) 1/3台 ・培土機(3畦) 1/3台 ・ロータリーカチ(3畦) 1/3台 ・ポテトイガー(1.4m) 1/3台 ・ポテトハーベスター(1畦) 1/3台 <その他> ・水稲・小麦は共同収穫、乾燥・調製はライスセンター	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。(パソコンの利用) ・青色申告の実施	・農作業の共同化、外部委託による作業時間の短縮 <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事態様等
10. 施設野菜+ 畑作+ 露地野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>メロン 0.3ha ミニトマト 0.2ha 秋まき小麦 6.0ha スイートコーン(生食用) 3.5ha 計 10.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・トラクター(60PS) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・パイプハウス(200坪) 5棟 ・農機具庫(80坪) 1棟 ・軽トラック 1台</p> <p>〈その他〉 ・小麦は共同収穫、乾燥・調製は ライスセンター</p>	<p>・複式簿記記帳 により経営と家 計との分離を図 る。(パソコンの 利用) ・青色申告の実施</p>	<p>・農作業の共同 化、外部委託によ る作業時間の短 縮</p> <p>〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の基幹作物である人参・馬鈴しょ・麦類・もち米等を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携する南富良野町営農推進協議会において、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

本町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合、各生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために若手農業者研修会への参加を促し、

交流の機会を設ける。また、商工会や観光協会等とも連携して、販路拡大に向けたアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

南富良野町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、JA組織、本町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

南富良野町は、町営農推進協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び取組み

農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、担い手の育成・確保に関する取組みと併せて、地域における農用地の利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用等に対応するため、農作業受委託への取組みを支援するとともに、農作業効率を高め、一層のコスト低減を図ることが出来る農用地の集団化や基盤整備事業等を推進する。

一方、担い手不足の現状において、近い将来の具体的な利用計画がある優良農地については、各地域が主体となった管理を行うなどきめ細かい対応を行っていくことが重要である。

本町農業の持続的な発展を図るためには、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託を含む）の集積に関する将来の農用地の利用に占めるシェア目標については、下記のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
将来の本町農用地面積の概ね95%	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町においては、離農や規模縮小に伴い供給される農地等を、農地移動適正あっせん事業や農地中間管理事業等各種の農地流動化施策を講じながら、認定農業者等意欲ある担い手へ利用集積してきており、8割強の農地が認定農業者に集積されている。

しかしながら、売買による移動が少ないのは、貸し手側が売り渡したくても借り手側が農地を購入することが経営を圧迫しかねないため、やむを得ず賃貸借による移動が多くなっているためである。また、近年の農産物価格の低迷により、買うよりも短期的に借りたほうが有利であることも一因である。

一方、認定農業者のみの経営面積については30haを超えてきていることから、1農家の経営規模としては限界に近づいており、これ以上の規模拡大が年々難しくなっている。更には、受け手が限定されてきているため、現在の所有農地と新たに受ける農地が分散されることもあり、作業能率の低下や労働時間の増加に繋がっている。

農業者が減少する中で、担い手に係る負担が増えることは農地の遊休化となることが懸念され、新規参入者を積極的に受け入れることや、集落営農及び農業生産法人の設立により、農地を守っていかなければならない。

農地は経営の資源であるとともに地域の資源でもある。町内の農業についても気象や立地条件も集落によって異なっており、特色のある様々な農業が展開されていると同時に、課題も多様なものとなっていることから、そうした課題克服に向けて地域が主体となって対応していくことが重要である。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南富良野町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、南富良野町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るため、以下の方針に沿って農業経営起案強化促進事業に積極的に取り組む。

南富良野町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 金山・下金山地区においては、国営農地再編整備事業を活用し、ほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ 町は、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みめるよう指導、助言を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課農業政策室に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本町は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進

捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南富良野町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南富良野町に提出して、農用地利用規程について南富良野町の認定を受けることができる。

② 南富良野町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 南富良野町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南富良野

町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南富良野町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①の規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 南富良野町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を南

富良野町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、当該農用地利用規程を当該広告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、南富良野町に意見書を提出することができる。

- ④ 南富良野町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、南富良野町は(5)の①の認定を行う。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理以降以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年4月に農用地利用改善事業の実施条項に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下、「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、南富良野町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を南富良野町に届け出るものとする。
- ③ 南富良野町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、

当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南富良野町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 南富良野町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

南富良野町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 認定農業者等効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の推進

地域農業の将来を担う意欲と能力のあるプロの経営者の育成・確保や地域の主体的な取組みが求められている中で、平成5年に「農業経営基盤強化促進法」の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることが期待出来ることから、関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。

しかしながら、創設当時、支援策が農地流動化施策と資金制度に集中していたことなどから、資金借入等のための条件と捉えられがちであり、制度本来の趣旨が十分に徹底されていない状況が見られ、本制度の本来の意義との相違が生じてきている。

一方、「食料・農業・農村基本法」の制定等に伴い、農産物の価格形成に市場原理が重視されることから、農業経営を着実に発展させていくためには、価格・需給動向に的確に対応出来る経営感覚が求められている。

また、近年、認定農業者に対する支援策が拡充されるなど、認定農業者を重視した施策が展開される方向にあることから、北海道段階においても、関係機関・団体との協議・検討を経て平成12年3月に「認定農業者制度の推進に関する今後の取組方針」（北海道農政部長通達）を発出されており、同通達の中で示された取組姿勢に基づいて経営改善を円滑に進めることが出来るよう支援していく。

国の新たな基本計画においては、地域における担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することとし、また担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとして、認定農業者制度が基本に位置付けられている。平成19年産からは、品目横断的な経営安定対策が導入され、その対象となる担い手については、認定農業者のほか、一定の要件を満たす集落営農組織とされた。

こうした状況を踏まえ、町は、効率的かつ安定的な農業経営を早急に育成・確保するため、関係機関・団体により設置される「ふらの地域担い手育成総合支援協議会」を中心として次のような取組を加速する。

また、地域段階においても、町、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等の関係機関・団体との連携を一層強化するとともに、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を行っていくとともに、南富良野町営農推進協議会により支援窓口の一元化を図ることにより、効率的な施策の実施体制を整える。

ア 農用地の利用集積対象経営の認定農業者への誘導

農用地の利用集積対策における「市町村基本構想の水準到達者」については、速やかに農業経営改善計画の作成指導を行い、認定農業者へ誘導することとし、「今後育成すべき農業者」については、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営として、経営改善指導を通じた計画的な経営改善の取組を促し、認定農業者への誘導を促進する。

イ 町は水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作と通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。更に、生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率化作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 認定農業者制度の運営改善の徹底

地域段階においては、富良野沿線市町村の格差がみられる状況もあることから、更なる「制度の普及推進」に取り組むとともに、制度の推進に当たっては、「目指すべき農業経営の指標等の適正化」「認定プロセスの透明性の確保」及び「農業経営改善計画認定後のフォローアップ」など制度の運用改善の徹底を図ることとし、「ふらの地域担い手育成総合支援協議会」と連携を図りなが

ら「南富良野町営農推進協議会」が中心となって、認定農業者へのフォローアップ活動や認定志向農業者への農業経営改善計画の作成支援等を促進する。

エ 認定農業者に対する支援施策の活用促進

認定農業者に対しては、経営改善の相談活動、低利の制度資金の融通や税制上の特例措置といった各種の施策が講じられているところであり、今後とも、認定農業者が各種支援施策を効率的に活用しつつ、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組を円滑に進めることができるよう、積極的な情報提供を行うとともに、必要な支援施策を講ずる

オ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化の進行、担い手不足が深刻化している地域で、当面、地域農業を担うこととなる個人経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体を中心として、集落の現状と将来について話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農地の利用集積の方向を定める取組を推進することなどにより、集落営農の組織化・法人化を促進する。

カ 土地改良事業の促進

南富良野町は、幾寅地区農地耕作条件改善事業（令和3年度～5年度）及び金山・下金山地区の富良野南富地区国営農地再編整備事業（地区調査 令和4年度～7年度）の推進を図ることで担い手への農用地の集積や次代へつなぐ農業振興を図る。

(2) 農業経営の法人化の推進

国際化の急速な進展等の中、時代の変化に対応し得る優れた経営感覚を備えた効率的かつ安定的な農業経営として、また、ゆとりある農業経営を育成していく観点から、北海道では平成9年3月に「農業生産法人育成指針」を策定し、地域の実情や熟度に応じた相談・指導活動の展開等を通じて、農業経営の法人化の取組を推進してきました。

町内においては、現時点で農業生産法人が設立され農業経営が行われておりますが、更に推進する為、経営所得安定対策等大綱の実施により、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就農条件の整備による優れた人材の確保など多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

特に、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難になっている地域等においては、離農跡地等や高齢農家等からの農作業の受け手として、また、新規就農希望者の技術習得や高齢者等の受け皿、地域における雇用の場の提供など公益的な役割が期待される地域連携型法人（特定農業法人）の育成を支援していく。

さらに、近年は建設業をはじめとする地域の農外企業においては、経営の多角化や新たな事業分野の一つとして農業参入に対する関心が高まっていることから、要活用農地が相当程度存在する地域において特定法人として農業へ参入する場合や自ら農業生産法人を設立して参入する場合、既存の農業者や農業生産法人との連携により農業分野に参入するなど、参入形態に応じた各種情報の提供や設立に当たっての相談・研修に関する取組を推進する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 南富良野町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 南富良野町、農業委員会、ふらの農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。